



11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
1120050	太陽光発電設備における一般用電気工作物の要件緩和	電気事業法第38条第2項電気事業法施行規則第48条第4項第1号	電気事業法上、600V以下の電気の発電用の太陽電池発電設備であって、その出力が20kW未満のもの、一般用電気工作物として扱われ、保安規程の届出や主任技術者の選任に係る義務等が不要とされている。		○太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を30kW未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。	○現状、20kW未満の太陽光発電設備については一般用電気工作物とされており、それ以上の容量になった場合は自家用電気工作物となる。 ○自家用電気工作物となった場合は、電気主任技術者の選任や、厳しい保安基準の適用を受けると等、設置者の負担が大きい。 ○太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を30kW未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。	F		太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大については、本年6月に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」において、安全性確保の観点からの技術的検討を平成22年度中に検討し、結論を導くこととしている。これを踏まえ、7月15日に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会第24回電力安全小委員会を開催し、検討を開始したところ。今後検討を進め、年度内に結論を得ることとする。					1 0 5 2 0 5 0	トヨタ自動車株式会社	愛知県	経済産業省
1120060	特定の回路を用いた場合の電気用品の適合性検査の必要性の緩和	電気用品安全法第9条	「特定電気用品」は、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は傷害の発生のおそれが多いものであるため、第三者たる経済産業大臣の登録を受けた者による適合性検査(第9条)を受けなければならない。		特定の回路やチップを用いた場合の実証試験の際には、検査不要で電気用品を利用可能とすることを求める。	家庭用のコンセントや電力ケーブルに接続して利用するエコワット等のセンサ等を利用する場合、機器を一般家庭に導入してある程度の規模で実験を行うため、通常の製品と同等の安全性を担保する必要があり、特定電気用品の適合性検査が必要となる。実証実験を繰り返す際にはセンサデバイスを再構築するたびに検査が必要となりコストが大きい。 電気回路は、すでに適合性検査を受けたものと同様の設計で利用しているため、内部のセンサの構成(100Vに関係しない部分)の変更に関しては毎回の検査は不要である。	D		エコワットについては特定電気用品の配線器具(型式区分は配線器具「その他の差込み接続器」)に該当します。電気用品安全法第9条第1項のただし書きにより、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に同項第2号に基づき適合性検査の証明書の交付を受けこれを保存している場合、7年間(エコワットの場合は適合性検査が免除されます。要望が提出されているセンサデバイスを変更(電気用品安全法施行規則(別表第二)中の型式の区分「要素」「区分」のいずれの変更もない場合に限る。)しても型式区分の変更はないため、同一の型式に属する特定電気用品となることから、上記のただし書きが適用され、7年間は検査が免除されますので、現行制度においても、提出された要望は満たすものと考えております。		豊田市次世代街づくりプロジェクト	名古屋大学	愛知県	経済産業省			
1120070	電気バス導入のための実証実験の非営利目的認定	財政法第9条第1項物品の無償貸付及び譲与に関する法律第2条、第5条 経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条	国の財産を貸し付ける場合は、適正な対価なくして貸し付けることはできないとされている(財政法第9条第1項)。ただし、地方公共団体等が行う試験研究等の用に供する機器を借り受ける場合等公益に資することが確実な場合等については例外的に物品を無償で貸し付けることを認めている。(物品の無償貸付及び譲与に関する法律第2条、経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条)		経済産業省が保有している低床型電気コミュニティバス(電気バス)を富山市または法人(第3セクターまちづくりやま)が借り受け、市内のコミュニティバス路線に電気バスを導入する実証試験を実施できるようにする。	北陸電力は、経済産業省H20年度補正予算事業(H21.4～H22.1)による委託を受けて低床型電気コミュニティバス(電気バス)を開発しました。また、この電気バスを用いて既存バス路線の実証運行試験(H22.2～H22.3)も行っていきます。しかし、この実証試験の実施期間は2週間に過ぎず、富山市または法人はこの電気バスを借り受け、市内の路線バスとして運行する実証試験をさらに継続したいと考えています。 経済産業省が実施した試験は開発された電気バスが路線使用に耐え得ることを実証するためのものでしたが、環境モデル都市である富山市の公共交通活性化を軸としたコンパクトシティ構想の中で、将来的にコミュニティバスを電気バスに置き換えるためには無条件での更なる実証試験(四季を通じた運行による季節変動調査、電池性能の経年劣化調査等)が不可欠です。 更なる実証試験を継続するための課題として、一つは主体となる可能性のある法人が右記機械法令第二条のいずれにも該当しないこと、もう一つは経済産業省が実施した際には問題とならなかった運賃を徴収しての路線運行があります。特に二点目については、中部経済産業局にご指摘頂いております。これは、無償貸付の条件となっている試験研究等の用に、営利目的の使用は含まれないとの理由に依ると考えますが、先の実証試験と同様に市民が日常の足として利用するコミュニティバスにおいて、ディーゼルバスは有料で電気バスは無料とすることは公平性の観点から不適切と考えます。	D		経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第2条の規定は、経済産業省が所有する物品を無償で貸し付けることができる場合について定めたものであり、地方公共団体や第三セクター等が所定の手続きを経た上で当該機器を借り受けて行う実証実験の実施について規制しているものではなく、実証実験の実施は、これにより制約されない。 したがって、富山市が所定の手続きを経て、当該機器を無償で借り受けて、運賃徴収を伴う実証実験を実施したり、第三セクター(まちづくりやま)が所定の手続きを経て、当該機器を有償で借り受けて運賃徴収を伴う実証実験を実施したりすることは現在も可能となっている。			1 0 5 3 0 1 0	財団法人北陸産業活性化センター	富山県	経済産業省		
1120080	エコポイント宝くじの実施		高い省エネ性能を有するグリーン家電(エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ)の購入に対し、多様な商品等と交換できるエコポイントを発行する事業を実施することにより、地球温暖化対策、経済活性化及び地デジ対策を推進する。		第16次経済改革特区に株式会社福井商事が取得済み、デジタル特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進された。	①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイルجزり部分については集約化が進んでいない。最大の理由は発注主体企業等がなるべく権利行使しない期限付きで発注する事にならない。現在の経済界においては新しい形態のバージョンの実施こそ事業発達のキーマポイントとも言われている。財源なき政府経済政策においては、現在又は将来において1000単位単位のクーポン又はネット上においての決済等を通じて経済流通上にポイント企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の取引は約4倍の3兆8000億の経済波及効果ありと断られている。 ③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすい、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。	C		エコポイントの交換商品としては、すでに環境配慮型製品を対象としているところであるが、環境対策を進める上では、環境配慮型製品それ自体を交換商品とすれば足りるところである。いたずらに好奇心を煽るものを交換商品とするための特別立法の特典の必要性・公益性は認められないと考える。			1 0 5 8 0 1 0	株式会社福井商事、福井県商工会議所	福井県	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省		
1120090	データセンターの電気設備に係る主任技術者の兼任基準の緩和	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条第3項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	電気事業法上、事業用電気工作物を設置する者は、その工事、維持及び運用に関する保安の監督のために事業場又は設備ごとに主任技術者を選任しなければならない。原則として、二以上の事業場又は設備を同一の主任技術者に兼ねさせることはならないが、保安上の支障がないものと経済産業大臣が承認した場合は例外的に兼任させることができることとしている。 当該承認基準は、内規で定められており、兼任する事業場が次のいずれかに該当することが求められている。 イ 同一設置者の事業場 ロ 親子関係にある会社の事業場 ハ 同一親会社の子会社の事業場		現行法で規定されている、主任技術者に複数の事業所の主任技術者を兼ねさせることができる基準について、工業専用地域等に立地するデータセンターについては、事業者間で協定を結ばれば兼任が可能とする。	データセンターの電気設備に係る主任技術者の兼任基準を緩和することで、運営コストを削減し、データセンターの国際競争力を高め、国内立地を促進する。具体的には、現行法で複数の事業所の主任技術者を兼ねさせることができる基準として、イ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場、ロ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場、ハ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者との親会社の子会社である者の事業場の3つが定められているが、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するデータセンターについては、い〜ハに該当しない場合であっても事業者間で協定を締結することで兼任が可能とする。 【提案理由】 データセンターの国内立地が進まず、大規模なデータセンターが次々と海外に立地している理由は、日本の高運営コストによるコストの大きいことである。主任技術者の兼任を認めると運営に係るコストを圧縮することができる。 国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータセンターの集積が図られる。 【代替措置】 事業者間で協定を結び、定期的に研修等を実施することで、安全性は十分担保される。	D-0-0-C		事業用電気工作物を設置する者(設置者)は、原則その従業員から主任技術者を選任しなければならない。これは電気工作物の主任技術者による保安上必要な改修・更新等の指示が、主任技術者が自社の従業員でなければ適切に反映されないおそれがあるとの観点によるものである。 御提案中のデータセンターの施設詳細については分かりかねるが、例えば、1つの事業場に、各社が部分的に場所を借りる形で電気設備を設置する場合にあっては、その事業場に主任技術者を1人選任すればよいこととなるため、現行制度でも対応が可能である。 地方、複数の事業場がある場合であって、事業場ごとの設置者が異なる場合において、設置者間で協定が結ばれたとしても、各設置者が同業他社の従業員である主任技術者の指示等に従うことが不明確であり、設備の保安上支障をきたすおそれがあることから認められないと考える。 右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。		本市では、各事業者がそれぞれデータセンターを建設運営する郊外型大規模データセンターを誘致しており、1つの事業所に複数の事業者が部分的に借り受ける形態は想定していないため、現行制度での対応は困難である。 データセンター運営コストを削減し国際競争力を高めるため、事業所の設置者が異なるケースにおいても、設置者間で保守管理に関する契約を締結すること、所要の目的を達することは十分可能であると理解している。 また、上記が認められない場合、7,000V超の特別高圧を受電する需要設備の場合も、保守管理に関する委託を可能としてほしい。	1 0 6 0 1 0	石狩市	北海道	経済産業省		

11 経済産業省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に依る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1120100	データセンターの電気設備に係る法定点検周期の緩和	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条第2項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	電気事業法上、事業用電気工作物を設置する者は、その工事、維持及び運用に関する保安の監督をするために主任技術者を選任しなければならない。ただし、出力規模等の一定の要件を満たす事業用電気工作物に係る発電所又は事業場であって、保安管理業務の外部委託契約につき経済産業大臣の承認を受けたもの等においては、電気主任技術者を選任しないことができる。 保安管理業務を委託する際の、電気工作物の点検頻度については、月次点検について告示で、年次点検について内規で定められている。年次点検については、1年に1回以上行うこととされているが、信頼性が高いもの等であれば、3年に1回以上とすることができる、とされている。		現行法で規定されている、電気設備の年に1回の法定点検について、工業専用地域等に立地するデータセンターについては、2年に1回とする。	データセンターの電気設備に係る法定点検周期を緩和することで、運営コストを削減し、データセンターの国際競争力を高め、国内立地を促進する。 【提案理由】 データセンターの国内立地が進まず、大規模なデータセンターが次々と海外に立地している理由は、日本のデータセンターの高運営コストによることと大きいことから、一定地域内のデータセンターについて、電気設備の法定点検周期を長くすることで運営に係るコストを圧縮することができる。 国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。 【対象地域及び業種を限定することで、安全性は十分担保される。	D	事業用電気工作物を設置する者は、原則主任技術者を選任することとなっているが、一定規模以下の事業用電気工作物であれば、経済産業大臣の承認を受けることで選任しないことができる。この際の点検頻度は、感電、火災及び周囲への停電波及事故を防止するために年に1回以上の点検を求めている。御提案のように対象地域や業種を限定すれば感電、火災、波及事故等を防止できるという根拠はなく、御提案の代替措置を講じる特区として、点検頻度を下げることが困難と考える。 地方、御提案の点検頻度の緩和については、現行制度下においても、信頼性が高く一定基準を満たした設備であれば、停電による点検を3年に1回とすることができることとなっているため、当該制度の利用について検討された。(当該基準の詳細は「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を参照されたい。)			1 0 6 0 0 2 0	石狩市	北海道	経済産業省		
1120110	企業立地促進法の計画期間の緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領	企業立地促進法においては、市町村及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が共同して、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画である「基本計画」を作成し、主務大臣の同意を得ることとなり、当該「基本計画」において計画期間を定めることとなっている。(法第5条 基本計画) 当該計画期間については、企業立地促進法実施要領において「基本計画の計画期間は原則5年とする。この期間より短期又は長期の期間の合理性が認められることから、これを届出のみで期間の変更を可能とする。」としている。(実施要領13.計画期間) また、一度定めた計画期間を変更するためには、企業立地促進法に基づき「基本計画」の変更に係る主務大臣の同意を改めて得ることが必要となっている。(法第6条 基本計画の変更)		企業立地促進法における基本計画の計画期間は原則5年とされており、この期間より短期又は長期の期間を設定する場合は、主務大臣の同意が必要となっているが、これを届出のみで期間の変更を可能とする。	現行の企業立地促進法においては、基本計画の計画期間は原則5年とされており、この期間より短期又は長期の期間を設定する場合は、主務大臣に協議した上で、同意が必要とされている。データセンターを始めとした情報産業分野は、今後も成長が期待される分野であることから、立地計画に定める重点集積業種が「情報」の場合は、計画期間について、地域産業活性化協議会が自主的に定めることができるよう、主務大臣への届出のみで変更可能とする。 【提案理由】 今後も成長が期待される情報産業については、コスト削減による国際競争力の強化が重要な課題である。特にデータセンターについては、集積化により、通信回線使用料を始めとした運営コストの削減に大きな効果があることから、基本計画の計画期間を柔軟に設定できるようにするための緩和を行う。国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。	C	企業立地促進法では、作成した基本計画について国の同意を得ることで、各法律の特例措置等の支援を受けることができる仕組みとなっている。そのため、基本計画の変更をする場合も変更された後の計画が支援措置を講じるべき計画として適当であるか否かを、確認するため主務大臣への同意協議を求めるとしている。 その際、計画期間は、当該計画の実効性や当該計画が円滑かつ確実に実施されるものであることを把握するに当たって必要不可欠な事項であることから、その他の事項と同様に計画期間を変更する場合にも国に対して同意協議を行っていただく必要があると考える。 なお、本法では第6条第1項及び第2項に基づき、主務省令で定める事項について、経費変更として国に対する届出のみで変更することを認めているが、ここで経費変更とされるものは、地帯の変更に伴う記載内容の変更等基本計画の実施に大きな影響を与えない事項に限定されていることから、今回の計画期間の変更はこれに当たらないものとする。			1 0 6 0 1 0 0	石狩市	北海道	経済産業省		
1120120	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた省エネ法に関する特例措置	エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律	住宅・建築物の建築等に空調設備等の建築設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適切に実施することにより、エネルギーの使用の合理化に資するよう努めることを義務付けることと、一定規模以上の住宅・建築物の建築等に、空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置について都道府県知事等に届け出ることを義務付ける。	情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、省エネ法に関する特例措置を求める。	環境効率を達成できるデータセンター構築は、北海道の気候や地熱などを活用することにより実現可能であるにも関わらず、経済状況の悪化等を理由に企業投資や研究が遅れるなど国際競争への対応が遅々として進まない状況にある。このため、当該プロジェクトでは、日本産の国際競争力強化を主眼に、コンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。旭見沢市は、気候面でデータセンター設置に適するほか、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有しているため、当該プロジェクトを最も効率・効果的に実施可能な地域と考える。 【プロジェクト内容】 ○環境配慮型データセンター利用促進に関する取り組み 省エネ法の建築物の省エネルギー基準判断項目・判断基準値について、現行ではデータセンターは工場又は事務所と同じ分類とされるが、環境配慮型データセンターについて、新たな項目・基準値を追加することを求める。	D	建築物のうち、データセンター部分は、御指摘の省エネ基準(建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築基準等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成11年通商産業省・建設省告示第1号))において「工場等」として取り扱われる。 省エネ基準は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第73条に基づき建築主等の判断基準として、建築物の用途ごとに合理的な努力で達成できる水準が定められているが、「工場等」は照明設備・給湯設備(運送物を有する中央集熱方式の給湯設備に限る)のみについて基準が定められているに過ぎず、「環境配慮型クラウドデータセンター」の立地の妨げになっているとは考えられない。	本提案は、右提案主体からの意見にも記載の通り、現行の省エネ基準における環境配慮型データセンターの分類(「工場等」)では、環境配慮型データセンターに対する基準としては基準が不十分であるため、判断項目・判断基準値の追加を求めるものとする。貴省においてはこれを踏まえ、再度検討し、回答された。			1 0 6 0 3 0 1 0 0	岩見沢市、(株)はまなずインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワークシステムズ(株)、新日鉄/ムズ(株)、リュウシヨウズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセシチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなず活性化推進機構	北海道	経済産業省 国土交通省		
1120130	データセンターに対する共通評価指標策定要望	なし	なし		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。	当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する旭見沢市において、日本産の国際競争力強化を主眼にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターに係る環境評価基準の明確化 データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、適年平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。	E	本要望にかかる規制は存在しないものの、データセンターの環境評価指標(DPPE)については、現在、グリーンIT推進協議会(民間団体)を中心に、標準化に向けた取り組みを進めており、今後はその実行性を検証して早期の確定を目指していくこととしている。			1 0 6 0 3 0 2 0 0	岩見沢市、(株)はまなずインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワークシステムズ(株)、新日鉄/ムズ(株)、リュウシヨウズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセシチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなず活性化推進機構	北海道	総務省 経済産業省		
1120140	データセンターの政府調達基準策定要望と、データセンターシステムの標準化要望	なし	なし		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利用促進に向けた措置を求める。	当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する旭見沢市において、日本産の国際競争力強化を主眼にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。 【プロジェクト内容】 ○データセンターの利用促進に向けた取り組み ・官民協働利用など利用促進に向けた取り組み ・(情報)システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)等において、データセンター(ハード)とシステム(ソフト)の分離分割調達(データセンター利用等が不明確であり、また、一括調達が多いことからデータセンターに関する環境配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分割調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一ガイドラインの策定を求める。また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。	E	(官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求め、)に対する回答) 本要望にかかる規制は存在しないものの、公益性の高いクラウドシステムの構築に当たっては、相互連携可能なシステム構築できるように、技術参照モデル(共通基盤システム間の相互運用性を確保する基準)等を整備すると共に、その普及促進を図っていく。			1 0 6 0 3 0 3 0 0	岩見沢市、(株)はまなずインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワークシステムズ(株)、新日鉄/ムズ(株)、リュウシヨウズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセシチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなず活性化推進機構	北海道	総務省 経済産業省		